

《 鼎地区パワーアップ事業について 》

「鼎地区パワーアップ事業」ってどんな補助金

この事業は、鼎地区における各種団体等が、鼎地区基本構想・基本計画の実現に向け、自らの知恵と創意工夫により活力ある地域コミュニティの形成のため、自主的かつ主体的に取り組む活動等に対して、その経費の一部等を支援するものです。

活動のきっかけづくりや、活動をさらに発展させるために、当該事業を活用して、鼎地区の活性化につなげましょう。

対象となる団体

(1) 地区内において社会的あるいは地域的な課題に取り組んでいる団体、区、班・組合、委員会の支部及び分館、事業所、NPO等。

(2) 政治活動、宗教活動をしていない上記の団体等。

※令和6年度から新たに、鼎地区のために公益的な活動をしている事業所とNPOを対象としました

対象となる事業

- ・地域コミュニティに関する活動
- ・防災、防犯に関する活動
- ・歴史や文化の保全・伝承に関する活動
- ・福祉に関する活動
- ・その他まちづくり委員会の会長が認める活動
- ・自然や生活環境の整備に関する活動
- ・観光資源の活用に関する活動
- ・子育て環境に関する活動
- ・農業に関する活動

対象とならない事業

営利を目的とするもの、宗教の教義を広げるもの、政治上の主義・支持するもののほか、既に3年以上継続実施して、自走している事業等は対象にはなりません。

対象外経費

- (1) 団体及び団体等の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
- (2) 用地取得費
- (3) 団体等の構成員に対する食糧費、交際費、役員報酬
- (4) 領収書等により事業実施団体等が支払ったことが明確に確認できない経費
- (5) 国、県、市等からの補助金を受けている経費
- (6) その他社会通念上適切でないと思えた経費

助成の交付額

- ・ソフト事業の場合は、助成金の交付額は対象経費の5分の4以内の額とします。特に公益性や先駆性、有効性が認められる場合は、この限りではありません。
- ・ハード事業の場合は、助成金の交付額は対象経費の3分の2以内の額とします。

※ハード事業とは

- ①水路や道路、建物等の構造物を建設または改修する事業及びこれらに附帯する事業
- ②1件10万円以上の備品の購入（購入単価が10万円未満の場合はソフト事業となります）
- ③ソフト事業はハード事業以外の事業

事業の実施期間及び審査

令和8年6月～令和9年2月までの期間に実施する事業で、区長・委員長会において審査・決定いたします。

申請方法

令和8年度鼎地区パワーアップ事業提案申請書を募集期間内に提出してください。

※申請書は「飯田市鼎のポータルサイト」からダウンロードできます。

その他

当該事業に関して、地域の宝事業及び祭り関連事業の場合は、従前からのルールを見直していますのでお気をつけ願います。

【地域の宝事業】

- ・各区所蔵の美術工芸品の補修等が対象となります。
- ・常時公開しているものが原則、要請があれば県全体での展示に協力します。
- ・全区一順するまでは各区1回、応募がなくても一順するまでの間は2回目の申請はできないとしてきましたが、どの区においても5年に1回までは申請できるように見直しました。
- ・各年で特別に金額の枠は設けませんが、1回10万円程度を上限としています。
- ・表装や修復費用に充て、額の購入等は対象外です。
- ・この場合、助成金の交付額は対象経費の5分の4以内の額とします。

【祭関連事業】

- ・祭りに関する備品・消耗品等が対象となります
- ・全区一順するまでは各区1回、応募がなくても一順するまでの間は、2回目の申請はできないとしてきましたが、どの区においても5年に1回までは申請できるように見直しました。
- ・各年で特別に金額の枠は設けませんが、1回20万円程度を上限としています。
- ・この場合、助成金の交付額は交付対象経費の5分の4以内の額とします。

実績について

- ・助成の交付が決定され事業が完了した場合は、当該事業に関し実績報告が必要となります。
- ・実績に基づいた助成額と既交付決定助成額との差額により、精算を行うこととなりますのでご留意願います。